

#### 第 4 8 号議案

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削る。

別表教育委員会の部委員長の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正前の足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。